

(セルフプランで児童発達支援、放課後等デイサービスをご利用の皆様へ)

事業所間連携加算のご案内

1 事業所間連携加算とは

計画相談支援事業所を利用せずに「セルフプラン」を提出して、「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」のどちらかの支給決定を受け、かつ「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」の複数の事業所(※)と利用の契約を結んでいる場合に、対象になります。

この対象になる場合、利用先の事業所にいずれかが「コア連携事業所」となり、ほかに利用する事業所との間で、お子様の状態や各事業所での支援内容等の情報を交換する等して、お子様への支援内容の定期的な見直し、保護者様への助言等を行うものになります。

※同一法人の運営する複数事業所のみの利用は除く。

2 必要な手続き

- (1) 該当するお子様(保護者様)は、事業所間連携を希望される場合、利用先の事業所に「事業所間連携加算」の申請をする旨を申し出てください。その際、セルフプランに利用する事業所名を記入し、事業所に渡してください。(事業所において写しを取らせていただきます。原本は(3)で使用します。)
- (2) 利用先の事業所と相談いただき、「コア連携事業所」になる事業所を選定し、「事業所間連携確認書」(以下「確認書」という。)に記入のうえ、事業所を通して障害自立支援課にご提出いただきます。この時、事業所から確認書の控えを受け取ってください。
- (3) お住まいの区の福祉課障害福祉係に、障害児通所給付費等に関する申請書・セルフプランなどを提出してください。この時、保護者様はセルフプランの控えを保管しておいてください。
- (4) 事業所間で連携会議(以下「会議」という。)を開催し、コア連携事業所が会議内容を報告書にまとめます。保護者様にも会議内容は共有され、必要に応じて相談援助を行います。
- (5) 「障害児通所支援受給者証」の有効期間の途中で利用先の事業所を追加する場合、または利用契約を解除する事業所があった場合には、「事業所間連携終了届出書」を提出いただく必要があります。

※届出にあたっては、保護者の同意及び併用する事業所の承諾が必要です。

3 お問合せ

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課 Tel082-504-2148 Fax082-504-2256